



◆ NEWS ◆ 東京電力(株) 避難指示区域の見直しに伴う賠償の検討状況
について公表(04/25)

東京電力は、本年3月16日に原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針第二次追補等を踏まえ、個人の住宅(土地・建物)・家財に関する賠償等についての検討状況を4月25日に公表しました。

これは、政府との調整も踏まえたものです。基本的には、土地・建物(外構を含む)については、帰還困難区域は全損とし、居住制限区域・避難指示解除準備区域についても、解除までに要する期間が同程度の場合には、実質的な格差が生じない仕組みとすることとしております。また、居住制限区域、避難指示解除準備区域の建物の修復等費用については、5月中の受付開始を目指すこととしております。

今後、東京電力は、政府及び関係自治体と丁寧に調整を行った上で、具体的な賠償基準を策定することとしております。

避難指示区域の見直しが進められ、地域の復興と被害を受けた方々の生活再建に向けた取組が本格化していることから、同社は復興に向けた取組全体の中で賠償の面から責務を果たすとしています。

1) 不動産(住宅)に関する賠償

基本的考え方：避難指示区域の見直し後の区域の特性や避難指示解除までに要する期間等を踏まえた賠償を行う。

帰還困難区域：土地・建物(外構を含む)とも全損扱いとし、事故発生前の価値を全額賠償。

居住制限区域・避難指示解除準備区域：

避難指示解除までに要する期間等を踏まえた基準を設定して賠償。

■土地：事故発生前の価値をもとに、一定の割合を賠償。

■建物：(1)事故発生前の価値をもとに、避難指示解除までの期間に応じた割合を賠償。

(2)帰還にあたり、建物の修復が必要なことから、建物規模に応じて算定した修復等費用を先行支払い。

2) 家財に対する賠償

原則、家族構成に応じた定額を賠償。損害が定額を上回る場合、個別に積み上げた損害額を請求する方式も用意。

3) その他の損害項目に対する賠償

- ・旧緊急時避難準備区域の賠償のあり方についても、早急に検討を進める。
- ・中間指針第二次追補で示されたその他の項目(避難費用、精神的損害、営業損害および就労不能等に伴う損害等)についても、具体的な賠償基準の策定に向け、引き続き検討を進める。

詳しくは、東京電力株式会社ホームページをご覧ください。

http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1202642_1834.html

◆ NEWS ◆ 東北地方の高速道路の無料開放、原子力発電所事故による避難者の支援を見直しました(04/20)

国土交通省は4月20日、本年4月から実施している原子力発電所事故による避難者の支援について、対象者及び対象インターチェンジの見直しを発表しました。

この支援の実施期間は、4月28日（土）0時から9月30日（日）24時までです。

1) 対象者の見直し

居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方を対象に追加します。

※出口料金所では次の書面（原本）の提示が必要となりますのでご注意ください。

- ・ 特定避難勧奨地点の設定を受けたことを証する公的書面
- ・ 本人確認ができる書面（運転免許証、パスポート、健康保険証など）

2) 対象インターチェンジの見直し

仮移転している町村役場の最寄りのインターチェンジを対象に追加します。

東北自動車道：郡山、郡山南、加須

常磐自動車道：いわき湯本、桜土浦

磐越自動車道：会津若松

※加須及び桜土浦インターチェンジについては、双葉町からの避難者に限り対象となります。

詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000258.html

◆ NEWS ◆ 原子力損害賠償紛争解決センターが総括基準(第3弾)を策定(04/20)

原子力損害賠償紛争解決センターでは、和解の仲介を進めていく上で、多くの申立てに共通する問題点に関して、一定の基準を示す「総括基準」を順次策定しています。

今回、決定された総括基準の内容は以下の通りです。

1) 「営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法」

本件事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在し、仲介委員がいずれを選択したとしても、特段の事情のない限り、仲介委員の判断は合理的なものと推定される。

例)・平成22年度（又は平成21年度、同20年度）の同期の額

- ・ 平成22年度（又は平成21年度、同20年度）の年額の12分の1に対象月数を乗じた額
- ・ 上記の額のいずれかの2年度分又は3年度分の平均値 等

2) 「営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除」

・ 政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労によって得た利益や給与等は、特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しない。

・ 避難先等における営業・就労によって得た利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりする場合には、原則として、1人月額30万円を超える部分に限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除する。

本件に関するお問い合わせ先は、
原子力損害賠償紛争解決センター

電話番号：0120-377-155

受付時間：平日10時から17時（ただし、年末年始を除く）

詳しくは文部科学省のホームページをご参照下さい。

http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/baisho/1310412.htm

◆ NEWS ◆ 復興庁が福島県等の復興特区を認定!! (04/20)

復興庁は4月20日、福島県等が申請していた以下の復興特区（「復興

推進計画)を認定しました。

・「ふくしま産業復興投資促進特区」

製造業等の企業の新・増設を促進し雇用を創出するため、県内593の工業団地等を対象に、税制の特例や工場に関する緑地規制の緩和を措置。

・「福島県保健・医療・福祉復興推進計画」

地域医療の再生と高齢者福祉サービスの再生を図るため、福島県全域を対象として、病院における医療従事者の配置基準の緩和、介護施設の設置者に関する規制緩和等を措置。

また、復興庁は、会津若松市が申請していた「会津若松市復興推進計画」についても同日付で認定しました。

福島県関係では、既に3月16日付で「ふくしま医療関連産業復興特区」が認定されており、今回の3件と合わせ、合計4件となります。

詳しくは復興庁のホームページをご覧ください。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/2012/04/000500.html>

=====
☆☆「ふれあいニュースレター」バックナンバー(PDF版)のご案内☆☆

<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>

=====
[発行：政府原子力被災者生活支援チーム]